

今後の下水道使用料

— 令和5年第3回滝沢市上下水道事業経営審議会資料 —

目次

下水道使用料について	p.3
下水道使用料徴収の法的根拠	p.4
はじめに	p.5
1. 使用料改定の必要性と目標	p.7
2. 事業計画・財政計画の策定	p.10
3. 使用料算定期間の設定と使用料水準の検討	p.9
4. 下水道使用料算定期間の設定	p.10

下水道使用料について

○独立採算の原則：公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用。（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）

○雨水公費・汚水私費の原則：下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則。

- ・「雨水公費」とは、雨水排除に要する経費について、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担。
- ・「汚水私費」とは、汚水は原因者や受益者が明らかことから、私費（使用料）により負担。ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担。

汚水に係る維持管理費及び資本費のうち、公費負担分を除いた全額が使用料対象経費となる。

下水道使用料徴収の法的根拠

(地方自治法第 244 条第 1 項)

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

(地方自治法第 225 条)

普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(地方自治法第 228 条第 1 項)

分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

(下水道第 20 条第 1 項)

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

(下水道第 20 条第 2 項)

使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

はじめに

本市の下水道使用料は、昭和58年2月に条例制定し、4月に施行しました。近年の改定については、平成26年4月に消費税8パーセントに対応する改定、平成30年4月に料率の見直しによる改定、令和元年10月に消費税10%に対応する改定を行っています。

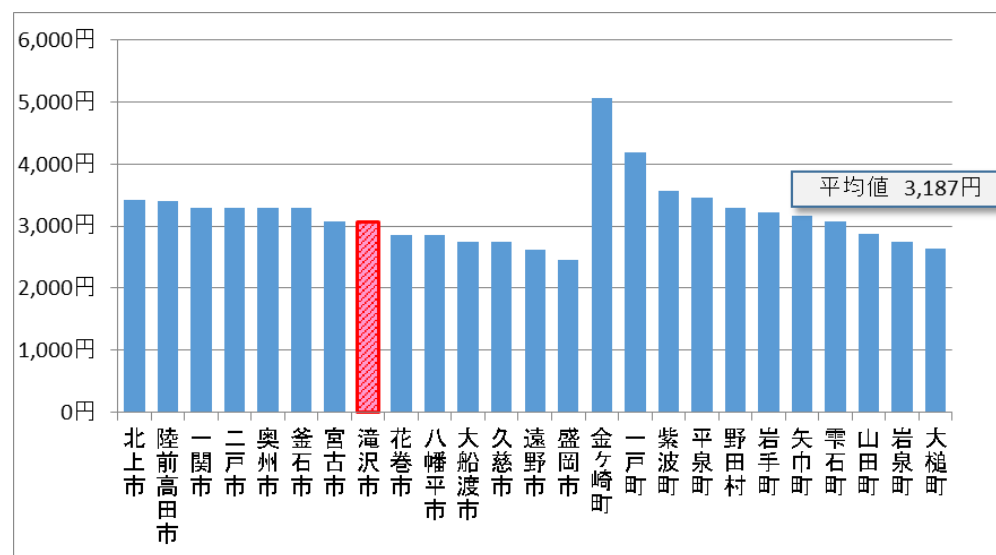
使用料の改定状況

(税込)

区 分	1月当たりの使用水量の階層	H26.4.1～	H30.4.1～	R1.10.1～
		消費税8%	料率見直し	消費税10%
一般用	(基本料金) 5m ³ までは一律	1,101.60	1,112.40	1,133.00
	5m ³ を超え10m ³ までは1m ³ ごとに	86.40	97.20	99.00
	10m ³ を超え20m ³ までは1m ³ ごとに	136.08	140.40	143.00
	20m ³ を超え30m ³ までは1m ³ ごとに	142.56	151.20	154.00
	30m ³ を超え50m ³ までは1m ³ ごとに	155.52	162.00	165.00
	50m ³ を超え100m ³ までは1m ³ ごとに	183.60	178.20	181.50
	100m ³ を超え500m ³ までは1m ³ ごとに	194.40	189.00	192.50
	500m ³ を超え1,000m ³ までは1m ³ ごとに	205.20	199.80	203.50
	1,000m ³ を超える場合は1m ³ ごとに	216.00	210.60	214.50
臨時用	—	216.00	210.60	214.50
浴場用	(基本料金) 5m ³ までは一律	1,101.60	1,112.40	1,133.00
	6m ³ 以上は1m ³ ごとに	68.04	75.60	77.00
※条例上の使用料(20m ³ あたり)		2,894	3,002	3,058

また、令和3年度における岩手県内市町村の下水道使用料は下記表のとおりとなっており、県内自治体の平均値である3,187円（税込）を下回り、全14市中8番目の使用料水準となっています。

市町村名	1か月20㎡あたりの 下水道使用料（一般家庭用）	法適用	法非適用
1 北上市	3,414円	○	
2 陸前高田市	3,410円		○
3 一関市	3,300円	○	
4 二戸市	3,300円		○
5 奥州市	3,300円	○	
6 釜石市	3,300円	○	
7 宮古市	3,080円	○	
8 滝沢市	3,058円	○	
9 花巻市	2,860円	○	
10 八幡平市	2,860円	○	
11 大船渡市	2,750円	○	
12 久慈市	2,750円	○	
13 遠野市	2,612円	○	
14 盛岡市	2,455円	○	
1 金ヶ崎町	5,060円	○	
2 一戸町	4,180円		○
3 紫波町	3,564円	○	
4 平泉町	3,456円	○	
5 野田村	3,300円		○
6 岩手町	3,214円	○	
7 矢巾町	3,162円	○	
8 雫石町	3,080円	○	
9 山田町	2,879円		○
10 岩泉町	2,750円		○
11 大槌町	2,640円	○	



1. 使用料見直しの必要性と目標

■ 「独立採算の原則」 および 「雨水公費・汚水私費の原則」 から、下水道事業に係る費用は使用料収入で賄う必要がある

→ 前回の経営審議会の答申では、「使用料については、3から5年程度で見直すこと。」とされていたところ
です。

今後、人口が減少していくと予測されている中で、平成26年の滝沢市政への移行以来、本市では、令和4年度に初めて人口減少に転じたこと、また、公平な下水道事業費の負担の考えや、将来の人への負担を強い
ることのないよう、市一般会計からの財源補填（下水道事業会計への繰出し金）の低減を今後も図っていく
とした中で、現行の使用料体系を継続した場合、令和9年度以降において、使用料収入総額に対し支出が上
回り、赤字となる見込みとなることから、下水道事業の経営の継続性を図るため、令和8年度までの経営戦
略計画期間内において、収入と支出の両面で改善を図る必要性があります。（別添、経営戦略資料中「2.総
務省経営戦略様式（3条）」および「3.総務省経営戦略様式（4条）」。）

支出削減の取組として、令和4年度まで下水道事業経営を維持しつつ、維持管理費では組織の見直し等
により人件費の削減を図ってきました。補修費・委託料については、老朽化等もあって削減は難しくなっ
ています。そのため、代表的な経営指標である「経費回収率」において100%を下回っており、汚水処理費を使
用料で回収できていない状況となっています。

(単位：千円。税抜。)

	R 2	R 3	R 4
使用料収入 (千円)	520,103	525,926	521,839
使用料単価 (円/m ³)	150.9	151.2	151.4
汚水処理費 (千円)	525,858	528,656	524,089
汚水処理原価 (円/m ³)	152.6	152.0	152.1
経費回収率 (%)	98.9	99.5	99.6
企業会計職員数 (人)	8	7	7
人件費 (千円)	38,529	33,529	30,581

また、今後については、原油高騰などによる物価上昇や下水道管渠の老朽化などによる修繕費および流域下水道への維持管理負担金の増加が見込まれることから、不明水対策を実施していくことで汚水処理費に係る費用の削減を図るほか、さらに市組織の改編を実施することや広域化による事業の見直し等を検討しながら、経営内容の合理化を図ることとしても、現行の使用料では「経費回収率」の改善は難しい状況です。

(単位：千円。税抜。)

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
流域下水道維持管理負担金	203,604	200,398	213,750	234,913	238,551	239,998	231,354	239,026

※流域下水道維持管理負担金は、3年毎の覚書による（例：令和4年度から6年度まで）。ただし、著しい物価上昇（原油高騰など）があった場合は、協議により変更となる場合がある。

※令和7年度以降の負担金については、令和4年度の「北上川上流流域下水道維持管理協議会」会議資料から本市が算定した推計値であり、協議会で決定した確定値ではない。

不明水の対策の実施による経費回収率の向上に向けたロードマップ及び業績目標

年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2036
項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	~R18
基本計画策定	→	★								
対策調査、 実施計画策定			→★							
対策工事				→	→					
実施内容の検証					→●	→●	→●	→●	→●	→●
実施計画の見直し						必要時 ◎				必要時 ◎

★：策定、●：検証、◎：見直し

以上のことから、令和8年度までの経営戦略計画期間内における「経費回収率」の目標を100%とするためには、使用料の見直しをする必要があります。

なお、投資・財政計画における物価上昇に影響を受ける項目については年0.7%の上昇を見込むほか、人件費の上昇を受ける項目については年0.66%の上昇を見込んでいます。また、新規に起債を行う場合の貸付金利については、地方公共団体金融機構資金の平均を基に年0.69%としています。

2. 事業計画・財政計画の策定

- 下水道事業を継続するに当たり、今後必要な投資と必要額の見通し（収支見積）
- 今後の使用料収入や投資、地方債残高の見通し
 - 滝沢市下水道事業経営戦略の見直しとして、施設の整備計画、職員の配置、有収水量の予測、投資財政の計画（令和 12 年度までの投資・財政計画）を作成します。